

令和3年度 第1回福島市環境審議会

日 時 令和3年8月4日（火）

午後2時00分～

場 所 福島市役所7階 701会議室

次 第

1. 開 会
 2. 委嘱状交付
 3. 市長あいさつ
 4. 委員及び担当職員紹介
 5. 会長・副会長の選出について
 6. 報告事項
(1) 福島市環境審議会の審議状況等について
 7. 協議事項
(1) 令和2年度の実績について
 - ① 環境施策（第2次環境基本計画と地球温暖化対策実行計画）
 - ② 環境保全（福島市の環境の現状）
 - ③ 環境放射線量及び出荷販売を目的としない食品等の放射性物質の測定状況について
 - (2) 第2次環境基本計画の評価（案）について
 - (3) その他
8. 閉 会

〈資料一覧〉

- 【資料1】 福島市環境審議会の審議状況等について
- 【資料2】 令和2年度実績報告（環境施策）
- 【資料3】 令和2年度実績報告（環境保全）
- 【資料4】 令和2年度実績報告（環境放射線等の測定状況）
- 【資料5】 第2次環境基本計画の評価（案）について
- 【資料6】 第2次環境基本計画の評価（資料編）

福島市環境審議会委員名簿

(任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日)

No.	氏名	役職等	当初就任年月日
1	あんべ まちこ 安倍 真知子	J A 福島未来女性部 福島地区本部 部長	令 3. 4. 1
2	いしたか くみこ 石高 久美子	福島市消費者団体懇談会 会長	平 28. 5. 30
3	いわだて としあき 岩館 敏昭	環境省東北地方環境事務所 環境対策課長	令 2. 4. 1
4	かかわ たけやす 各務 竹康	公立大学法人福島県立医科大学 医学部 准教授	平 31. 4. 1
5	かもた みなこ 鴨田 美奈子	福島県県北地方振興局 県民環境部主幹兼副部長	令 3. 4. 1
6	ごとう しのお 後藤 忍	国立大学法人福島大学 共生システム理工学類 准教授	平 27. 4. 1
7	さかもと まり 坂本 真理	福島市立岡山小学校 校長	平 31. 4. 1
8	すどう やすこ 須藤 康子	福島商工会議所女性会 副会長	令 2. 4. 1
9	たかはし たかし 高橋 隆	国土交通省福島河川国道事務所 河川管理課長	令 2. 4. 1
10	なかた としひこ 中田 俊彦	国立大学法人東北大学大学院 工学研究科 教授	平 27. 4. 1
11	ながと まゆみ 長渡 真弓	日本野鳥の会福島 幹事	令 3. 4. 1
12	みしま しょうじ 三島 昭二	福島市衛生団体連合会 会長	令 2. 6. 8

(五十音順、敬称略)

職員出席者名簿

No.	氏名	所属・職名
1	佐藤 光憲	環境部 部長
2	後藤 孝信	環境部 次長
3	阿蘇 裕之	環境部 環境課長兼放射線モニタリングセンター所長
4	中野 貴幸	環境部 ごみ減量推進課長
5	渡辺 勝久	環境部 環境課 課長補佐兼環境衛生係長
6	半澤 健一	環境部 環境課 主任技査兼環境保全係長
7	東野 一成	環境部 環境課 温暖化対策推進係長
8	鈴木 政弘	環境部 環境課 放射線モニタリングセンター主任
9	鳴海 英樹	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主査
10	佐藤 吏	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主査
11	齋藤 沙妃	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主事
12	吾妻 大貴	環境部 環境課 温暖化対策推進係 主事

○福島市環境審議会条例

平成八年六月二十八日
条例第十六号

(設置)

第一条 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第四十四条の規定に基づき、福島市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- 一 福島市環境基本条例(平成十年条例第二十五号)第八条の規定に基づく福島市環境基本計画に関すること。
- 二 環境の保全及び創造に関する基本的事項
- 三 環境の保全及び創造に関する重要事項
- 四 その他環境の保全及び創造に関し市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項の諮問に関連する事項について、市長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
 - 一 学識経験のある者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三 その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、審議会の会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成八年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に福島市公害防止対策条例(昭和四十七年条例第二十五号)の規定により委嘱されている福島市公害対策審議会の委員は、この条例により委嘱された委員とみなし、当該審議会の委員の任期は、第四条第一項の規定にかかわらず、平成九年三月三十一日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬等に関する条例(昭和三十一年条例第二十三号)の一部を改正(略)

(福島市公害防止対策条例の一部改正)

4 福島市公害防止対策条例の一部改正(略)

附 則(平成一〇年条例第二五号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一三号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。